

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ (令和2年2月1日より消防法で本人確認等が義務付けられました)

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、危険物の規制に関する規則が改正され、令和2年2月1日より、ガソリンスタンドにおいてガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- ① **本人確認(運転免許証の提示など)**
- ② **使用目的の確認** を行うとともに、
- ③ **販売記録を作成すること** が義務付けられました。皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガソリンを取り扱うときの注意事項



①ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません！！



②ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して、取り扱ってください！！

！ 噴出注意 ！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

③セルフスタンドにおいては、顧客自らガソリンの容器への詰め替え購入はできません！！

